

# 高岡法科大学

平成 22 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構



## I 認証評価結果

### 【判定】

評価の結果、高岡法科大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしているとして認定する。

### 【認定期間】

平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までとする。

### 【条件】

自己点検・評価を恒常的に行う体制を確立し実施するとともに、その結果を教育研究活動のみならず、大学運営の改善・向上につなげるシステムを構築し、その進捗状況と今後の計画を報告書として平成 25(2013)年 7 月末までに提出すること。

## II 総評

大学は、前身である学校法人高岡第一学園を母体にして平成元(1989)年に創設された。建学の精神は、同学園創設時の「人格形成を重んじ、愛情に導かれる教育によって一人ひとりの潜在能力を引出し、使命感に燃え地域社会の経済、文化の発展に寄与する人材を育成すること」であり、これに基づいた大学の使命・目的は学則に定められ、学生便覧、大学案内、大学行事、ホームページなどを通じて周知の努力がされている。

教育・研究組織は、1 学部、2 学科、1 研究科と附属図書館、学生支援・地域連携・国際交流各センターが設置され、適正な規模である。教育・研究推進のための意思決定機関として、教授会や各種委員会が組織的な連携を果たしているほか、この 4 月より「役職者会議」「企画運営会議」を新設するなど連携体制強化の試みが行われている。教養教育は、英語を含む 5 外国語で構成される語学科目と演習・キャリア・情報処理各科目から構成されており、教務委員会が企画運営面での責任を果たしている。

建学の精神をもとにした教育理念に基づき、3 つの教育目的が学則に明示されている。教育課程は、「基礎学力向上プログラム」や日本語リメディアル教育など初年次教育が充実しており、年間授業計画は学生便覧に示されている。卒業要件は各科目群のバランスに配慮して決められており、年次ごとの単位配分も適切である。各授業科目は語学・教養・専門・特別各科目に区分され、演習などの少人数教育と資格取得・就職活動の支援を連動させ、学習の習熟度に応じた基礎学力の向上に取り組んでいる。授業アンケートを全学年対象に、年 2 回実施するなど教育目的達成状況の評価を行っている。

アドミッションポリシーは大学案内に明示されている。学生の支援体制は、「学生支援センター」が、就職及び学生生活相談など包括的に行っている。また、各教員が週数回のオフィスアワーを利用して学習相談に応じるなど、きめ細かな学習指導が行われ、奨学金制度も充実している。今後は、学生の定員充足に向けてより一層の対応が望まれる。

専任教員数は設置基準上必要な人数を満たしている。教員定年の引下げを契機として、教員組織の再編を企図しており、年齢バランスのとれた構成にすることが期待される。教

育担当時間は適切であるが、担当コマ数に偏りがあるので、平準化が望まれる。FD(Faculty Development)は、「FD&SD 推進委員会」を中心に行われており、授業評価結果をもとに授業改善計画を作成し、学生に公開している。

事務は概ね適切に行われており、今後はSD(Staff Development)活動の組織的取組みが望まれる。

寄附行為に基づき選任された理事、監事、評議員により理事会、評議員会が適切に機能している。教学と管理各部門の連携は、理事長をはじめ法人・大学各役員から構成される「高岡法科大学企画運営会議」が設置され、また、教学関連事項の会議体としては、「高岡法科大学役職者会議」が設置されている。自己点検・評価活動については、今後定期的に行い、教育研究活動の向上のみならず、大学の管理運営にも反映させていくなど、「自己点検・評価実施委員会」の活性化を通じ、制度の確立を図る必要がある。

会計処理は、学校法人会計基準に基づき公認会計士、監事による会計監査により適正に行われている。平成 11(1999)年度以降の継続的定員割れから大学部門帰属収支の支出超過状態が続いている。内部留保に比較的ゆとりのある法人部門の支援を受けているが、募集学生数の引上げ、人件費の削減策など中期財務改善計画の着実なる実行を通じて、大学部門の収支改善が望まれる。また、科学研究費補助金など外部資金の取入れを促進するなど積極的な体制作りが望まれる。

設置基準を上回る校地・校舎を有しており、教育環境は概ね快適かつ安全に保たれている。バリアフリー化については、今後の改善が期待される。

社会連携は、春季・秋季公開講座、高大連携、高校出張講座、県内各地からの依頼に基づく裁判員制度の講義、模擬裁判の実施など地域貢献に資しているほか、県大学連携協議会との連携で、平成 20(2008)年度「戦略的大学連携支援事業」に採択するなど地域連携努力がなされている。

社会的責務については、組織倫理規程は、一部を除き概ね整備されている。また、教育研究成果も「高岡法学」や「高岡法科大学紀要」など学内外に適切に公表されている。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

##### 【判定】

基準 1 を満たしている

##### 【判定理由】

昭和 34(1959)年、大学の前身である高岡第一高等学校開校時、創立者川原忠平によって起草された建学の精神「①祖国の道義を興し、親の幸福を祈る人格形成、②礼儀を尊重し、正しい判断力に基づく行動、③潜在能力を抽出しつつ、愛情に導かれる教育」を基本にして、基本理念「一人ひとりが持っている潜在能力をその個性に応じて引き出す全人教育による人材育成を目指すこと」は、平成元(1989)年に開設された大学においても受継がれ、現在に至っている。建学の精神を踏まえた、大学の使命・目的は学則に明確に定められて

いる。

この建学の精神及び大学の使命・目的は、ホームページ、大学案内、学生便覧、各種パンフレットなどで学内外に示されているほか、大学教職員による高校訪問・出前授業やオープンキャンパスにおいても、折に触れ周知・広報に努めている。更に、新入学生に対しては、学長が入学式式辞で創立者の学園創立の志に触れながら、教育目標などをわかりやすく説明している。

## 基準 2. 教育研究組織

### 【判定】

基準 2 を満たしている。

### 【判定理由】

大学及び大学院の使命・目的を達成するための教育・研究組織としては、1 学部（法学部）2 学科（法律学科、ビジネス法学科）及び1 研究科（大学院法学研究科）を置き、それぞれ適正な規模・構成を有している。附属機関としては、「学生支援センター」「地域連携センター」「国際交流センター」が有益な活動を行っている。各組織の連携については、学長のリーダーシップのもと、教授会や各種委員会が組織的な連携を確保している。

教養教育運営上の責任体制の明確化については、教育課程全般の運営を管掌する教務委員会の構成員に教養系教員を割当てするなどして対応している。

管理運営体制の強化については、平成 22(2010)年 4 月より「役職者会議」及び「企画運営会議」を発足させて意思決定過程を整備するとともに、従来からの教授会や各種委員会との更なる連携体制の緊密化にも努力している。

## 基準 3. 教育課程

### 【判定】

基準 3 を満たしている。

### 【判定理由】

「全人教育」という建学の精神を反映した教育理念に基づき、3 つの教育目的が学則に明示されている。これらの教育目的を達成するために、法律学科とビジネス法学科の 2 学科制がとられ、教育課程及び教育方法に反映されている。

教育課程の編成に当たっては、5 つの方針が掲げられている。その方針に則して構築された「基礎学力向上プログラム」では、英語の習熟度別授業を導入し、数学については総合講座で SPI (Synthetic Personality Inventory) 対策を実施している。1 年次生向けゼミを活用した日本語リメディアル教育も開始している。教養教育に関しては、全学生のノートパソコン必携制度を採用していることや語学科目が充実している。2 学期制がとられ、年間授業計画は学生便覧などに示されている。卒業要件は、各科目群のバランスに配慮して適切に定められている。進級要件は退学抑止のため設定されていないが、キャップ制を

とっており、1年間の履修登録単位数の上限を設定している。成績評価方法は、シラバスに該当項目が設けられ明確にされている。各授業科目は、「語学科目」「教養科目」「専門科目」「特別科目」に区分され、適切に配置されている。演習などの少人数教育と資格取得・就職活動の支援を連動させ、学生の習熟度に応じた取組みがなされ、基礎学力の向上に成果をあげている。

教育目的達成状況の点検・評価については、全学年を対象に授業評価アンケートを実施し、教員に授業改善書を提出させるなど意欲的な取組みが行われている。

#### 基準4. 学生

##### 【判定】

基準4を満たしている。

##### 【判定理由】

アドミッションポリシーは、大学案内に明示されている。平成18(2006)年度以降、入学生の定員充足率が達成されていないが、改善策については既に理事会などで検討されており、志願者状況を勘案し、定員削減などが予定されている。

学習支援としては、「学生支援センター」が担い、学習相談や就職相談、学生生活の支援などを包括的に行える体制を整えている。また、各教員が週数回のオフィスアワーを設定し学習相談に応じている。少人数教育を生かした学生支援がきめ細かく、教員・職員と学生との距離も近く、学生への目配りがなされている。平成21(2009)年に、「学生支援センター」の一角に設置された「国際交流センター」は、外国人留学生の日本語学習、生活・就職各支援を行っているほか、地域での国際交流活動に参加するなど、機能を果たしている。

学生に対する健康相談・心的支援は、医務室や「カウンセリングルーム」を設置し、カウンセラーを配置するなど組織的な対応を行っている。奨学金制度は充実しており、平成22(2010)年度は、全学生の3割程度が学内奨学特待制度の適用を受けている。その上で、公平原則・経営実態に照らした制度の改善が検討されている。

キャリア支援については、1年次よりキャリア講座を段階的に設け、就職ガイダンス、「ご父母等のための就職講演会」、就職指導室での模擬面接など、系統だった指導がされている。

##### 【改善を要する点】

- ・学部の入学定員充足率が過去5年連続して低く、早期の改善が必要である。

#### 基準5. 教員

##### 【判定】

基準5を満たしている。

**【判定理由】**

設置基準に定める必要な専任教員数及び教授数は確保され、配置されている。今後は、年齢構成バランスの是正を含め、長期的視野に立った教員採用人事に期待したい。

教員の採用・昇任は、「高岡法科大学教員選考規程」「高岡法科大学教員選考基準」「高岡法科大学昇任基準」「昇任基準についての申し合わせ（内規）」に基づき適切に運用されている。

教員の教育担当時間は、教員間で担当コマ数に若干の偏りが見られ、平準化が望まれるが概ね適切である。教員間の個人研究費については、充実しているが、教員間でその使用に差がある。

教育研究活動の活性化について、研究活動においては、科学研究費補助金をはじめとする外部資金の獲得が十分とはいえないので、積極的に申請することが望まれる。教育面においては、学生による授業評価アンケートを半期に2度実施し、各学期中に改善を図っている。更に、授業評価の高い授業の見学会を実施するなど、「FD&SD推進委員会」を中心にFD(Faculty Development)活動に積極的に取り組むことで教育内容・方法の改善を図っている。

**基準 6. 職員**

**【判定】**

基準 6 を満たしている。

**【判定理由】**

大学の目的を達成するため「高岡法科大学組織規程」に基づき、大学事務局には管理課、学務課、学生課、学生支援センター事務室、情報処理室及び図書館には図書館事務室が置かれ、非常勤を含め 23 人の職員が配置されている。総務、人事、経理、管財などの業務は法人事務局が兼務し、大学事務局の各課との間で連携が密にとれる体制となっている。

職員の採用、異動については、「高岡法科大学就業規則」に基づき行われており、異動については3年から5年の期間で多くの部署を経験できるように配慮されている。昇給、昇格については、「高岡法科大学給与規程」において定められている。

教育・研究体制を支える事務体制は概ね整備されている。

職員の資質・能力の向上のための取組みについては、「富山県大学連携協議会」が企画・実施するSD(Staff Development)研修会や文部科学省などの外部機関が実施する説明会や研修会に参加している。

**基準 7. 管理運営**

**【判定】**

基準 7 を満たしている。

**【判定理由】**

大学の目的を達成するために、寄附行為、理事会規程、教授会規程、学則などによって、理事会、評議員会、教授会などが規定され、管理運営体制は整備されている。寄附行為で明示されている理事、監事、評議員の選考方法、人数、構成も適切であり、学長の選出は「学長選考規程」に、学部長の選出は「部長選考規程」に基づいて行われている。

自己点検・評価については、平成 7(1995)年に、学長、副学長、学部長、教授会選任教員(3人)、大学事務局長、法人事務局長を構成員とする「高岡法科大学自己点検・評価実施委員会」を設置している。その自己点検・評価活動は、主として教育改革として取組まれ、その結果は、ビジネス法学科の設置や新たなカリキュラム改正などを行った。しかし、大学の管理運営などの改善・向上への反映や報告書としてまとめて結果の公表までは至らなかった。今回の認証評価受審を機に、改善が期待される。

管理部門と教学部門の連携については、法人と大学との将来構想計画や中長期的企画運営について総合的に検討・協議するため意思疎通の場として、理事長、学長、学部長、研究科長、大学事務局長、法人事務局長を構成員とする「企画運営会議」が平成 22(2010)年に設置され、今後本会議の機能の発揮が望まれる。また、教学に関わる企画運営体制の強化を図るため学長、学部長、研究科長、図書館長、事務局長を構成員とする「役職者会議」を平成 22(2010)年に設置し、同様に今後の機能の発揮が望まれる。

#### 【改善を要する点】

- ・この認証評価受審まで、自己点検・評価活動が「自己点検・評価委員会」や教授会の活動にとどまっており、法令で定める自己点検・評価とは認められず、自己点検・評価報告書の未作成・未公開について改善を要する。

### 基準 8. 財務

#### 【判定】

基準 8 を満たしている。

#### 【判定理由】

財務状況について、大学部門は平成 11(1999)年度定員割れとなり、その後定員未充足状態が継続した。このため、平成 13(2001)年度からは、帰属収支で支出超過状態が続いている。法人部門は、平成 18(2006)年度から支出超過状態となったが、平成 21(2009)年度決算における翌年度繰越消費収支は収入超過状況にあり、預貯金、有価証券など内部留保も保有している。大学では定員充足率引上げのため、定員の削減を逐次図るなどの対応を取ってきているが、いまだに未充足状態が続いている。今後、学生募集力の引上げや外部資金の導入などを通じて収入増を図る一方、支出面では平成 23(2011)年度から実施予定の教員定年 65 歳への引下げ策のほか兼任教員開講コマの整理、一般経費の切下げなどを通じた支出削減に向けた努力を継続していくことが期待される。また、これら諸施策を盛り込んだ法人、大学部門別の中期財務改善計画などを「役職者会議」や「企画運営会議」で議論し、この結果を理事会で検討・決定し、実行して行くことが期待される。

会計処理は、学校法人会計基準、寄附行為、「学校法人高岡第一学園経理規程」に従い行

われている。予算編成は大学事務局、評議員会、理事会の議決を経て処理されている。また、法人財務情報についてはホームページなどで公開されるとともに、毎年度、保護者や学生、教職員、地方自治体に資料を送付するなど適切に行われている。

なお、科学研究費補助金をはじめとする外部資金については、獲得を促進する具体的な計画を策定し、これを実施していくことが期待される。

**【参考意見】**

- ・科学研究費補助金をはじめとする外部資金の獲得を促進する具体的な計画を策定し、実施することが望まれる。

**基準 9. 教育研究環境**

**【判定】**

基準 9 を満たしている。

**【判定理由】**

校舎・校地は設置基準を十分に満たしており、施設・設備も適切に管理されている。校地、校舎、運動場、図書館、情報処理施設のほか、486 人を収容できる講堂「ミレニアムホール」など教育設備も充実している。校舎は、機能的に配置されており、すべてが屋根付き通路でつながっている。

施設の耐震性は概ね確保されている。施設などの保守点検は定期的実施されており、安全性へ配慮されている。しかし、バリアフリー化については、一部整備されているが、十分な取組みが行われておらず、今後の課題として残されている。

自習室やトレーニングルーム、食堂、ラウンジなど、教育研究環境としてのアメニティへの配慮はなされている。また、平成 21(2009)年 6 月から校舎内を全面禁煙とした。冷暖房設備については 2 年計画で全面的に整備するよう、現在着手している。また、情報化社会に対応できるよう無線 LAN などのネットワーク環境の整備にも努めている。

**【参考意見】**

- ・校舎全体のバリアフリー化について具体的な計画を立て、対策に取り組むことが望まれる。

**基準 10. 社会連携**

**【判定】**

基準 10 を満たしている。

**【判定理由】**

大学が持っている物的・人的資源の社会への提供については、定期的にテーマを設けて地域向けの講演会を行っている。各種公開講座については、法律系教員が多いことから社会が直面している法律的な諸問題の解説を中心に地域社会からの好評を得ている。地域社

会には、「ミレニアムホール」やグラウンド、テニスコートの開放も積極的に行っており、更に、図書館の一般貸出しも行っている。

他大学との連携による、県内若手ビジネスマンを対象とした「ビジネスマン・イブニングセミナー」は特色ある試みであり、また、講師に県外からの著名専門家を招き実施している「富山県寄附講義」は学生の学習に資することはもとより県民にも広く聴講を呼びかけている。

企業や他大学との連携においては、富山県内の7高等教育機関が連携して「富山県大学連携協議会」を設立し、「地域人材育成に向けたSRM手法による教育の質保証」企画が平成20(2008)年度の「戦略的大学連携支援事業」に採択されるなど、適切な関係が構築されている。

地域社会との連携協力を推進するために「地域連携センター」を設け、積極的な連携協力を努めている。今後、更なる充実と企業との連携や地域社会との連携を進めていくことが期待される。

## 基準 11. 社会的責務

### 【判定】

基準 11 を満たしている。

### 【判定理由】

大学として必要な組織倫理については、「高岡法科大学就業規則」「高岡法科大学セクシュアル・ハラスメント防止規則」「高岡法科大学個人情報保護規程」「高岡法科大学公的研究費事務取扱規則」などの規則や規程を概ね定めており、適切に運用している。

学内外に対する危機管理体制は、マニュアルについては未整備であるが、各種災害対応については、「高岡法科大学消防計画」を策定し、火災発生などの防止に努めるとともに、学生、教職員が参加する総合訓練、避難誘導など各種訓練を実施している。また、警備室の設置や警備員による学内巡回などにより防犯体制を敷いている。職場の安全及び衛生に関しては、「高岡法科大学安全衛生管理規則」を制定することにより体制の整備が図られている。

学内外への研究成果については、「高岡法学」「高岡法科大学紀要」を年1回刊行し、他大学などに送付している。また、大学全教員の紹介として「研究総覧」や学報「葦附」を刊行し、公開講座などを通じて学外に広報するなど、適切に行われている。

### 【参考意見】

- ・地震も含めた総合的な危機管理に関するマニュアルの作成を期待したい。

